

《様式3》 日本人学部生世帯年収380万程度未満の者のみ（ただし令和2年10月から第Ⅲ区分の者、区分外となった者を除く）

国の高等教育の修学支援新制度 対象確認チェックシート

1から順番にチェックし、当てはまらないものがあれば、そこでチェックを終了してください。

1から5の間でチェックが終了した方は、国の高等教育の修学支援制度（家計急変）の対象外ですので、県立広島大学授業料減免 コロナ特例措置の「3 申込資格、選考基準等」に当てはまるか確認をし、対象である場合は申請を進めてください。

チェック欄	No	項目										
	1	<p>新型コロナウイルスによる家計急変の事由発生を証明する①又は②の書類がある。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書</p> <p>②これに類するものと認められる公的証明書</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例は以下のページを参照してください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html</p>										
	2	高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない。										
	3	日本国籍である。日本国籍でない場合は、「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」等である。										
	4	<p>学業成績に関する基準を満たしている。</p> <p>※ GPAは大学が判定します。GPAが上位1/2未満かつ修得単位数の要件を満たす方には、学修計画書を提出する必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>各学年において、次のいずれかに該当すること</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年次</td> <td>①高等学校等における評定平均値が3.5以上の者 ②高等学校卒業認定試験を合格した者 ③学修計画書により学修意欲が確認できる者</td> </tr> <tr> <td>2年次</td> <td>①1年修了時の通算GPAが上位1/2以上（※） ②1年修了時の修得単位数が31単位以上 かつ学修計画書により学修意欲が確認できる者</td> </tr> <tr> <td>3年次</td> <td>①2年修了時の通算GPAが上位1/2以上（※） ②2年修了時の修得単位数が62単位以上 かつ学修計画書により学修意欲が確認できる者</td> </tr> <tr> <td>4年次</td> <td>①3年修了時の通算GPAが上位1/2以上（※） ②3年修了時の修得単位数が93単位以上 かつ学修計画書により学修意欲が確認できる者</td> </tr> </tbody> </table>	学年	各学年において、次のいずれかに該当すること	1年次	①高等学校等における評定平均値が3.5以上の者 ②高等学校卒業認定試験を合格した者 ③学修計画書により学修意欲が確認できる者	2年次	①1年修了時の通算GPAが上位1/2以上（※） ②1年修了時の修得単位数が31単位以上 かつ学修計画書により学修意欲が確認できる者	3年次	①2年修了時の通算GPAが上位1/2以上（※） ②2年修了時の修得単位数が62単位以上 かつ学修計画書により学修意欲が確認できる者	4年次	①3年修了時の通算GPAが上位1/2以上（※） ②3年修了時の修得単位数が93単位以上 かつ学修計画書により学修意欲が確認できる者
学年	各学年において、次のいずれかに該当すること											
1年次	①高等学校等における評定平均値が3.5以上の者 ②高等学校卒業認定試験を合格した者 ③学修計画書により学修意欲が確認できる者											
2年次	①1年修了時の通算GPAが上位1/2以上（※） ②1年修了時の修得単位数が31単位以上 かつ学修計画書により学修意欲が確認できる者											
3年次	①2年修了時の通算GPAが上位1/2以上（※） ②2年修了時の修得単位数が62単位以上 かつ学修計画書により学修意欲が確認できる者											
4年次	①3年修了時の通算GPAが上位1/2以上（※） ②3年修了時の修得単位数が93単位以上 かつ学修計画書により学修意欲が確認できる者											
	5	<p>申込日時点の学生本人と生計維持者の資産額の合計が以下の基準額未満である。</p> <p>【資産基準】生計維持者の人数と基準額（あなたと生計維持者の資産額の合計）</p> <p>2人の場合 2,000万円未満 1人の場合 1,250万円未満</p> <p>※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等）や、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地・建物等の不動産は対象となりません。</p>										
	6	<p>「進学資金シミュレーター」の結果、結果表示画面が「満額又は1/3、2/3の支援」と表示され、収入基準を満たしている。</p> <p>下記サイトから、「奨学金選択シミュレーション」→「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」でシミュレーションしてください。</p> <p>●日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html</p> <p>《シミュレーションにあたっての注意事項》 家計急変の事由が生じた生計維持者の「給与収入」の欄は、収入が減少した月（1か月分）の給与収入を12倍したものを入力し、「給与・年金以外の所得」の欄は、収入が減少した月（1か月分）の給与・年金以外の所得（収入から経費を控除した額）を12倍したものを入力するものとします。また、社会保険料等は「収入等から算出する」を選択してください。</p>										

6のシミュレーターの入力を完了したら…

→「満額又は1/3、2/3の支援」と表示された方は、国の修学支援制度（家計急変）の対象となる可能性がありますので、「結果表示画面」を印刷し、教学課へ提出してください。県立広島大学授業料減免 コロナ特例措置の申請準備はせず、教学課へ連絡してください。

→「支援の対象外」と表示された方は、修学支援制度（家計急変）の対象外ですので、特例措置への申請を進めてください。「結果表示画面」は印刷し、申請書と一緒に提出してください。